

## 子ども医療費制度 のご案内

子ども医療費制度は、高校3年生までのお子さまを対象に、医療費の一部を助成する制度です。対象は、町内にお住まいのすべての0歳～18歳のお子さま

保護者の所得に係らず、日高町内に住所を有する0歳～18歳(出生から高校3年生終了時まで)のお子さまが対象です。

### 医療費の助成(外来・入院)

通院と入院にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

※入院中の食事代、保険のきかない差額ベッド料等は助成対象外。

### 町への申請が必要です

申請時に必要なもの

・健康保険証

出生届や転入届と一緒に申請してください。

なお、転入された場合は、前住所地での課税証明書が必要な場合があります。

また、対象のお子さま、または保護者の氏名変更、転居、加入している医療保険の変更、お子さ

まの婚姻等の際は、必ず届出をしてください。

### 医療を受けるとき

#### ◆和歌山県内の医療機関で

#### 受診するとき

医療機関の窓口へ、子ども医療費受給者証と健康保険証を出してください。保険診療の自己負担分は、町へ請求されますので、本人の支払いはありません。

#### ◆和歌山県外の医療機関で

#### 受診するとき

1 医療機関の窓口へ、健康保険証を出してください。  
2 保険診療、保険外診療にかかわらず自己負担分を支払い、保険点数が確認できる領収書などをもらってください。  
3 子育て福祉健康課窓口へ、領収書、受給資格証、健康保険証、金融機関の通帳をご持参のうえ、支給申請をしてください。

申請額を審査し、後日決定額を支給します。

なお、申請は診療日から5年以内にお願ひします。5年を過ぎると無効になります。

### 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課

(☎63・3801)

### ご存じですか？

## 介護保険を利用した 住宅改修について

要介護・要支援の介護認定を受けられた方で、住み慣れた自宅で暮らし続けるために介護保険を利用した小規模な住宅改修をすることが出来ます。

工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を上限に改修費のうち利用者負担の割合分(1割、2割、3割)を除いた金額が支給されます。

### ☆介護保険の対象となる工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りにくい床材への変更
- ・和式トイレから洋式トイレへの便器の取り替え
- ・開き戸から引き戸への扉の取り替え(新築・改築は対象外になります。)

改修対象となる住宅は、被保険者の住所地に限りません。

### 【お問い合わせ先】

いきいき長寿課

(☎63・3807)

介護支援専門員  
(ケアマネジャー)

## 医療費の適正化に ご協力ください

国民健康保険を健全に運営し、これからも皆さまが安心して医療を受けられるよう、ジェネリック医薬品の使用、重複受診、多剤服薬を控えるなど、医療費の適正化へのご協力をお願いします。

当町では、新年度の保険証送付時にジェネリック医薬品希望カードを、また、年に2回、後発医薬品利用差額通知を送付しています。

ぜひ、この機会にジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。

### 【お問い合わせ先】

いきいき長寿課

(☎63・3807)

## 後期高齢者の皆さまへ

### 健康診査は

受けられましたか？

健康診査は令和5年2月末日まで受けることができます。

受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、ぜひ、この機会にご自身の健康状態をチェックしましょう。

### ○健康診査

対象者

後期高齢者医療加入者

### 検査項目

【皆さまに実施する項目】

問診、計測(身長・体重・BMI・血圧)、診察(身体診察)、血液検査(脂質・肝機能・糖代謝・腎機能・貧血等)、尿検査(糖・蛋白・潜血)

【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】

心電図検査、眼底検査

### 実施場所

受診券と同封の実施医療機関一覧に記載されている医療機関

費用 無料

### ○歯科健康診査

対象者

令和4年3月末で75歳、80歳、85歳および90歳以上の被保険者

※対象の方には5月末に受診券が送付されています。

### 検査項目

問診、口腔内診査(歯の状態・口腔衛生状況、歯周組織の状況、口腔乾燥、粘膜の異常)、口腔機能検査(かむ能力・舌機能・飲み込む力)

### 実施場所

受診券と同封の実施医療機関一覧に記載されている医療機関

費用 無料

受診券等の紛失やご不明な点は、左記までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

和歌山県後期高齢者医療広域連合  
〒640-8137  
和歌山市吹上2丁目1番22号  
(☎073-428-6688)

## ジェネリック医薬品使用促進のお知らせをお送りしています

### 後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ

11月下旬から12月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用された場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。



患者負担の軽減や医療保険財政の改善には、ジェネリック医薬品の普及が重要です。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

このお知らせは、現在処方を受けているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が軽減できることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。切り替えを希望される方は、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

和歌山県後期高齢者医療広域連合  
和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階(☎073・428・6688)